

保護者記入様式

(R5.5.8 版)

学校長 様

新潟産業大学附属高等学校

年 組 番

生徒氏名

療養解除届

上記の者は、以下により療養等をしておりましたが、出席停止期間を経過しましたので本届を提出します。

| 該当に○ | 病名 | 出席停止期間の基準 |
|------|--------------|----------------------------------|
| | インフルエンザ | 発症した後 5 日を経過し、かつ解熱した後 2 日を経過するまで |
| | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後 5 日を経過し、かつ症状軽快後 1 日を経過するまで |

| | |
|---------------------------------|----------|
| 発症日 | 令和 年 月 日 |
| 解熱した日 *インフルエンザの場合に記入 | 令和 年 月 日 |
| 症状が軽快した日 *新型コロナウイルス感染症の場合に記入 | 令和 年 月 日 |
| 登校開始日 | 令和 年 月 日 |

令和 年 月 日

保護者氏名

保護者の方へ

- ・インフルエンザ及び新型コロナ感染症は、学校保健安全法施行規則により出席停止期間の基準が定められています。この間は他の人に感染させる恐れがあるため、登校することはできません。(ただし、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めたときは、この限りではありません。)
- ・出席停止期間の数え方については裏面を参考にしてください。
- ・本届は、保護者等が記入するものです。医療機関に記入を求めてください。
- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

出席停止期間の数え方

<新型コロナウイルス感染症の場合>

- ・新型コロナウイルス感染症は学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。

【発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまで】

※無症状の感染者に対する出席停止期間の取扱いについては、検体を採取した日から5日を経過するまでを基準とすること

<例>

12/7から登校可能

| 12/1 | 12/2 | 12/3 | 12/4 | 12/5 | 12/6 | 12/7 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | |
| 発症 | | | | | | |
| | | | 0日目 | 1日目 | | |
| | | | 解熱 | | | |

12/8から登校可能

| 12/1 | 12/2 | 12/3 | 12/4 | 12/5 | 12/6 | 12/7 | 12/8 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | | |
| 発症 | | | | | | | |
| | | | | | | 0日目 | 1日目 |
| | | | | | | 解熱 | |

(ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。)

- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。

<インフルエンザの場合>

保護者等の方へ

- ・インフルエンザは学校保健安全法により、出席停止期間の基準が定められています。

【発症した日を0日とし、5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで】

<例>

12/7から登校可能

| 12/1 | 12/2 | 12/3 | 12/4 | 12/5 | 12/6 | 12/7 |
|------|------|------|------|------|------|------|
| 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | |
| 発症 | | | | | | |
| | | | 0日目 | 1日目 | 2日目 | |
| | | | 解熱 | | | |

12/8から登校可能

| 12/1 | 12/2 | 12/3 | 12/4 | 12/5 | 12/6 | 12/7 | 12/8 |
|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 0日目 | 1日目 | 2日目 | 3日目 | 4日目 | 5日目 | | |
| 発症 | | | | | | | |
| | | | | | 0日目 | 1日目 | 2日目 |
| | | | | | 解熱 | | |

(ただし、医師が感染の恐れがないと認めたときは、この限りではありません。)

- ・療養後登校するに当たっては、診断時に医師から再受診の指示があった場合は、それに従ってください。